

議案第14号

富津市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
富津市企業誘致条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

奨励措置の指定基準のうち従業員に係る要件を緩和し、市内への新たな企業立地を促進するとともに、奨励措置の対象となる事業の範囲及び取消し等に係る要件を整理するため、条例の一部を改正するものである。

富津市企業誘致条例の一部を改正する条例

富津市企業誘致条例（昭和61年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号を次のように改める。

- (2) 工場等 産業の振興及び雇用の促進並びに市勢の進展に寄与する事業の用に供する施設であって規則で定めるものをいう。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 常時雇用従業員 工場等の操業に伴い、当該工場等に雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

第5条第2号を次のように改める。

- (2) 常時雇用従業員数5人以上

第8条第1項に次の2号を加える。

- (4) 虚偽その他不正な手段により指定を受けたとき。
(5) 市税を完納していないとき。

第8条第2項中「詐欺その他不正の行為により奨励措置を受けたものに対し、その指定を取消し、又は」を「前項の規定により指定を取り消した場合において、既に交付されている」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。